

平成30年7月24日
内閣府(防災担当)

都道府県防災担当者 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(事業推進担当) 付

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令について

平素より災害対策の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「平成30年7月豪雨」など梅雨前線による豪雨、台風第5号、第6号、第7号及び第8号による一連の災害により、各地に大きな被害がもたらされました。

別紙のとおり、7月24日(火)の閣議において、激甚災害として指定する政令が閣議決定され、7月27日(金)に公布・施行される予定となりましたのでご連絡いたします。

貴職におかれましては、本件について関係各市町村へも周知いただきますようお願い致します。

本件に関するご質問等がございましたら下記へお問い合わせ下さい。

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(事業推進担当) 付 武藤、松葉

03-5253-2111 (代表: 内線 51382・51383) 03-3593-2847 (直通)

内閣府防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/index.html>